



【目 次】

農地利用最適化推進委員紹介	2 ~ 4
要望書提出／有功者表彰／全国農業新聞	5
農業者年金／農林業センサス	6
先進地視察報告／農薬の安全使用	7
農地利用状況調査／農地中間管理事業	8

【発行】令和元年12月 静岡市農業委員会

【編集】静岡市農業委員会事務局

静岡市葵区追手町 5 番 1 号

電話：054-221-1483

【ホームページアドレス】

https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_000414.html

平成31年4月1日に新たな農業委員会がスタートし、農地利用最適化推進委員37名が委嘱されました。

農地利用最適化推進委員は農業委員と連携して、地域の農業・農地に関する話し合いや調査を行い、農地利用の集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消等を推進していきます。

今後、3年間にわたり、地域において農地等利用の最適化の推進に取り組む37名の農地利用最適化推進委員を紹介します。

農地利用最適化推進委員の紹介

〈葵 区〉



安東地区
青島 好春
あおしま よしはる



麻機地区
木原 重之
きはら しげゆき



西奈地区
望月 春樹
もちづき はるき



賤機地区
繁田 清治
しげた せいじ



千代田地区
柴 貞夫
しば さだお



千代田地区
川口 忠孝
かわぐち ただのり



西奈地区
望月 英正
もちづき ひでまさ



美和地区
花村 直仁
はなむら なおひと



美和地区
大橋 辰久
おおはし たつひさ



海野 光祥
うんの みつよし



美和地区
佐藤 幸雄
さとう ゆきお





〈駿河区〉

石上
いしがみ
大里・高松地区
かずひこ



勝見
かつみ
大川地区
かずひろ



小坂
こさか
清沢地区
きんいち



勝山
かつやま
藁科地区
みのる

〈葵区〉



杉山
すぎやま
長田地区
としあき

渡辺
わたなべ
長田地区
たけし

丸子地区
まつかわ
松川
かづお
和夫

石川
いしかわ
稔
みのる
大谷・久能地区

豊田・東豊田地区
あおしま
青島
みつのぶ
光伸

〈清水区〉



伴野
ともの
有度地区
かつや
勝也

清水地区
さかい
酒井
ひさよし
久義

清水地区
しばた
柴田
あきお
明生

清水地区
やまなし
山梨
なおひさ
直久

〈清水区〉



庵原地区
小笠原
まさみつ



庵原地区
太田 栄一
おおた えいいち



袖師地区
小川 芳正
おがわ よしまさ



飯田地区
遠藤 章
えんどう あきら



高部地区
近藤 真明
こんどう まさあき



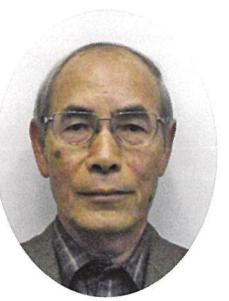
両河内地区
望月 哲郎
もちづき てつろう



両河内地区
滝 實史
たき じつし



小島地区
堀池 博志
ほりいけ ひろし



興津地区
望月 久昭
もちづき ひさあき



庵原地区
杉山 公啓
すぎやま きみひろ



蒲原地区
美尾 明
みお あきら



由比地区
稻葉 元良
いなば もとよし

「静岡市農業施策に関する要望書」の提出



令和元年9月18日、農業委員会は田辺信宏市長へ「静岡市農業施策に関する要望書」を提出しました。

静岡市農業施策に関する要望事項

- 1 人・農地プランの推進
- 2 荒廃農地対策の継続
- 3 農業生産基盤整備の推進
- 4 都市農業の推進
- 5 有害鳥獣対策の継続

西ヶ谷会長をはじめ出席委員は人・農地プランの推進や都市農業の推進など、農業の実態を項目ごとに市長へ説明しました。

市長からは、農業委員会と市の農政部局で目標を共有し、一体となって進めていってほしいというお話や、有害鳥獣についてはしっかりと取り組む必要があるという認識をお話いただきました。



全国農業新聞

購読者募集中

「農家の経営と暮らしに役立つ
情報が満載！」

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関である全国農業会議所が発行する農業総合専門紙です。

○発行日 毎週金曜日

(購読者のご自宅に郵送されます)

○購読料 1か月700円

○申込 農業委員会事務局へ

(☎054-221-1483)

～静岡市有功者表彰～

令和元年静岡市有功者として片瀬元農業委員が表彰されました。



元農業委員会委員

片瀬 正通 氏

～長年にわたる農業委員会活動等へのご尽力に感謝申し上げます～

農業者年金で 老後に備えませんか

* 国民年金の1号被保険者
 * 年間60日以上農業に従事している
 * 20歳以上60歳未満
 の方ならどなたでも加入出来ます

積立方式・確定拠出型で長期に安定した制度です
 支払った保険料は全額社会保険控除の対象になります
 終身年金です***



令和元年農業者年金加入推進特別研修会
(掛川市)

会長 西ヶ谷 量太郎委員
 副会長 徳田 雅亮委員
 大石 泰子委員

* 詳細につきましては、農業委員会事務局（☎054-221-1483）までお問い合わせください。

～農林業の“今”を知り、“未来”へつなげる～

「2020年農林業センサス」にご協力ください！

令和2年1月～2月に、調査員が訪問しますので、
 調査へのご回答など、ご協力をお願いします。



農林業センサスとは

我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査です。

農家や林家、会社や集落営農など、農林業を営んでいるさまざまな経営体の実態を正しく把握するための調査で、全国のすべての農林業経営体が対象です。

- 調査内容 経営の状態、世帯の状況、労働力、作業の受託、耕地、農業生産の概況、農産物の販売、経営の多角化、山林・林業作業、素材生産など。
- 調査期間 令和2年1月～2月
- 調査方法 調査員が、調査票を配布・回収します。調査票はオンラインによる回答も可能です。

※農林業経営体…一定規模以上の農林産物の生産を行うか、又は、委託を受けて農林業を行う事業者

【担当】静岡市 企画局 企画課 統計係

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号（9階）

TEL：054-221-1024 FAX：054-221-1295

E-mail：toukei@city.shizuoka.lg.jp

農業委員先進地視察報告 令和元年10月28～29日

岐阜県 下呂市農業委員会

下呂市は岐阜県の中東部に位置し、ほぼ中央を飛騨川が流れるなか、総面積の9割を山林が占めます。農業は稻作を主体に、夏季の冷涼な気候を生かした夏秋トマトやホウレン草等を栽培しています。

近年は、新規就農者支援の取組を積極的に進めており、「下呂地域担い手育成総合支援協議会」を立ち上げ、研修・就農希望者の面談、農業体験、短期研修、長期研修（飛騨トマト研修農園）等の事業を実施し、新規就農者の確保につなげています。

また、昨年には、最南端の金山町菅田地区で、農地中間管理事業を利用して担い手（農業法人有すがたらいす、株佐古牧場）へ約50haを集積しました。町内7か所の会場で開催した説明会では、有すがたらいす、株佐古牧場、市、農業委員会、県、中間管理機構が出席しました。関係機関が一堂に会し対応することで農地所有者の不安が解消され、10年間の利用権設定に至ったとのことです。



岐阜県中津川市 株式会社サラダコスモ

株式会社サラダコスモは、カイワレ大根、豆苗、アルファルファ、発芽大豆、ブロッコリー、空心菜、おくら、ささげ菜などのスプラウトを工場生産しています。化学肥料を使用せず、モンゴルの天日塩と恵那峡の温泉水を使用しており、有機栽培第1号に認定される等、食の安心安全にいち早く取り組んでいます。

また、日本でほとんど知られていなかった「チコリ」に目をつけ栽培・商品開発するなど、第6次産業を実践している先進的な企業です。3R（Reduce リデュース／減らす、Reuse リユース／繰り返し使う、Recycle リサイクル／再資源化）を実施しており、チコリの収穫後、破棄されていた根の部分を再利用して焼酎、コーヒー、クッキー等の商品を開発・販売しています。

先進的な農業を実践するにあたり、オランダから技術を導入してスプラウト工場を建設する等、海外へ目を向けて良いものを取り入れるポジティブな姿勢が企業や地域農業の発展につながっていると感じました。

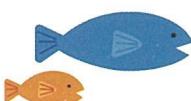


農薬の使用方法にご注意ください

お願い

- 農薬を散布するときは、農機具をよく点検し、配管の亀裂やホース接続部のゆるみがないことなどを確認してください。
- 農薬を処分するときは、産業廃棄物処理業者へ処分を依頼するか、取引のある業者へ引き取りを依頼する等の適切な方法で処分してください。

農薬を川や水路に
捨てないでください。



お問い合わせ先

〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号	TEL 221-1359
静岡市環境保全課	FAX 221-1186
水質係 稲葉、伊藤	
〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号	
静岡市農業政策課	TEL 354-2091
みかん・園芸・畜産係 久保	FAX 354-2482

農地利用状況調査を実施しました

農業委員会では、8月～9月にかけ農業委員20名、農地利用最適化推進委員37名、地区補助員94名が、それぞれの担当地域で農地利用状況調査を実施しました。

遊休農地のほか、利用権設定している農地、納税猶予の特例適用農地、生産緑地などを調査しました。

農地利用状況調査結果を受け、今後、農業委員会では農地の利用意向調査を実施します。ご理解、ご協力を
お願いします。



農地の適正管理をお願いします

農地の所有者や使用収益者は、農地を適正に利用する責任があります（農地法第2条の2）。遊休農地は、害虫の発生、不法投棄などにより、周辺に悪影響を及ぼすことがあります。また、防犯・防火の面でも適正な管理が求められます。**農地をお持ちの方は草刈り、除草等を行い、適正な管理をお願いします。また、農地が荒れてしまう前に、意欲ある耕作者に引き継ぐことも大切です。**

遊休農地を放置すると課税が強化されます

農地中間管理機構への貸付けの意向を表明せず、自ら耕作を行わないなどにより遊休農地を放置すると、**農業振興地域内の農地は固定資産の課税が強化されます。**（農地法に基づき、農業委員会が農地所有者に対して、農地中間管理機構と協議すべきことを勧告した場合）

課税強化の内容 固定資産税の通常の農地の価格『正常売買価格×0.55（限界収益率）』が『正常売買価格』に。（結果的に税額が1.8倍になります。）

強化の対象 1月1日時点で、協議の勧告が行われている農地

農地を貸したい・借りたい時は ～農地中間管理事業をご利用ください！～

農地中間管理事業は、農地の地権者から農地中間管理機構（静岡県農業振興公社）が農地を借り入れ、規模拡大する地域の担い手農家に、まとまった農地を貸し付ける制度です。農地を借りたい方は機関にご応募を、農地を貸したい方は下記問い合わせ先まで貸付希望のご相談をお願いします。

静岡県農業振興公社 ☎054-250-8988 静岡市役所農地利用課 ☎054-221-1483

静岡市農業協同組合営農課 ☎054-288-8420

清水農業協同組合組合員相談課 ☎054-367-3247

農地中間管理機構へ貸付けると課税が軽減されます

軽減の対象となる場合

所有する全農地（10a未満の自作地を残せます）を新たに**農地中間管理機構に貸し付け**たとき

軽減の内容 当該農地に係る固定資産税の課税標準が価格の2分の1

軽減の期間 15年以上の期間で貸し付けた農地は**5年間**

10年以上15年未満の期間で貸し付けた農地は**3年間**